

石川県公報

令和 7 年 3 月 25 日 (火曜日)

号 外

(第 1 1 号)

目 次

条 例		
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (総務課)	1	○石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例 (同) 80
○石川県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	5	○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (同) 80
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (同)	14	○石川県県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 90
○石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (同)	62	○石川県建築基準条例の一部を改正する条例 (同) 90
○石川県部制条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	62	○石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例 (水道企業課) 91
○石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	63	○石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び石川県証紙条例の一部を改正する条例 (出納室) 92
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	63	○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部) 93
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (デジタル推進監室)	74	○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同) 93
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	75	○石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局) 94
○栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (健康推進課)	76	○石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例の一部を改正する条例 (同) 94
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課)	78	○能登復興応援基金条例の一部を改正する条例 (創造的復興推進課) 95
○いしかわ動物愛護基金条例 (同)	78	
○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	79	

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、ここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県情報公開条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 石川県情報公開条例 (平成十二年石川県条例第四十六号) 第三十六条
- 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和四年石川県条例第三十二号) 第二十一条及び附則第八項から第十項まで
- 石川県統計調査条例 (平成二十一年石川県条例第十五号) 第十二条及び第十四条

- 四 石川県行政不服審査会条例（平成二十八年石川県条例第八号）第六条
- 五 石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例（平成十八年石川県条例第三十三号）第三十一条及び第三十二条
- 六 石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年石川県条例第三十八号）第二十四条から第二十六条まで
- 七 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）第九十二条から第九十四条まで
- 八 いしかわ景観総合条例（平成二十年石川県条例第二十九号）第二百十条
- 九 多衆運動に関する条例（昭和二十四年石川県条例第三号）第七条
- 十 石川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年石川県条例第九号）第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第二項
- 十一 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成元年石川県条例第二十七号）第十一条第一項
- 十二 年少者によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成八年石川県条例第十四号）第十四条及び第十五条
- 十三 石川県暴力団排除条例（平成二十三年石川県条例第二十号）第二十三条第一項
- 十四 石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年石川県条例第十七号）第五十三条から第五十五条まで

（石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 一 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年石川県条例第三十八号）第七条第一項
- 二 石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）第十三条第一項第一号及び同条第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項
- 三 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）第十九条の二第三号及び第四号、第十九条の三第一項第一号及び同条第三項第一号並びに第二十五条の二の二第二項第一号
- 四 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四号）第十八条第三項第一号

（石川県恩給条例の一部改正）

第三条 石川県恩給条例（昭和二十八年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第十八条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による退職年金の停止については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第四十二条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による遺族年金の停止については、刑法第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第五十七項第二号中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

（石川県税条例の一部改正）

第四条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

（石川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第五条 石川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年石川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正）

第六条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一百七十二条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十八条から第二百六十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（石川県砂防指定地管理条例の一部改正）

第七条 石川県砂防指定地管理条例（平成十五年石川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正）

第八条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）

の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条各号並びに第四条の二第一項各号及び同条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第九条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(石川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の石川県職員退職手当条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに石川県職員退職手当条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第十九条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされ

た者とみなす。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第八条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例第四条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為について禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪を犯した嫌疑により逮捕をされた者は、第八条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例第四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪を犯した嫌疑により逮捕をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

石川県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二号

石川県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

石川県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則(第八条)

第二節 交通費(第九条―第十二条)

第三節 宿泊費等(第十三条―第十五条)

第四節 転居費等(第十六条―第十八条)

第五節 その他の種目(第十九条―第二十一条)

第三章 雑則(第二十二条―第二十八条)

附 則

第二条第一項第三号中「在勤庁」の下に「(任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼若しくは要求を行う他の機関(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居

所その他旅行命令権者が認める場所」を加え、同項第五号中「若しくはその扶養親族」を削り、「遺族」を「その遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第一項に次の二号を加える。

八 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の石川県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

九 職務の級 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が知事と協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第二項中「職員又は」を「職員、その配偶者若しくは子又は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「職員の」の下に「本邦にある」を加え、同項第四号中「出張のため」を「、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項第五号中「出張のため」を「、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項に次の二号を加える。

六 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第十八条第一項第二号イ、ロ若しくは二に規定する場合における外国旅行中に死亡したときは、当該職員

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「その出発前に」を「次条第三項の規定により」に、「を変更（取消を含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「死亡した場合において」を「死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同条に次の一項を加える。

七 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき

旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼若しくは要求を行う他の機関（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを変更」を「基づき、その変更を」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿若しくは旅行要求簿（以下「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第五条第一項中「によつて変更された」を「の規定により変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第六条とする。

第九条から第十三条までを削る。

第十四条第一項中「旅費の支出」を「旅費及び旅費に相当する金額の支出」に、「当該旅行者」を「旅行者」に、「書類」を「資料」に、「求めることができる」を「求めるものとする」に、「支給することができる旅費額」を「支給に係る旅費」に、「旅費は」を「金額は」に改め、同条第二項中「提示」を「通知」に、「書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費」に改め、同条第四項中「は前項」を「は、前項」に改め、同条第六項中「書類」を「資料」に、「及び前項」を「、第五項」に改め、「給与の種類」の下に「並びに前項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項その他の必要な事項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

6 支出担当者等は、旅費に相当する金額の支払をしようとする際に、旅行役務提供者に対して所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）及び必要な資料の提出を求めるものとする。この場合において、必要な資料の全部又は一部について提出がなかつたときは、その支払に係る旅

費に相当する金額のうちその資料の提出がなかつたため、その旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支払をしない。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則

(旅費の種目及び内容)

第八条 旅費の種目は、鉄道費、船賃、航空費、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当、航海日当及び船員食卓料とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二節 交通費

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（知事及び副知事に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（知事及び副知事が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が九級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金 (知事及び副知事に限る。)
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級 (知事及び副知事が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級 (等級が三以上に区分された船舶により職務の級が九級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。

(航空賃)

第十一条 航空賃は、航空機 (航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- 一 内国旅行の場合であつて、知事及び副知事が移動するとき 最上級の運賃の額
- 二 外国旅行の場合であつて、知事及び副知事が移動するとき並びに職務の級が五級以上の者が長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの (次号において「特定航空移動」という。) をするとき (同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額
- 三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により知事、副知事及び職務の級が七級以上の者 (人事委員会規則で定める者に限る。) が移動するとき並びに職務の級が七級の者 (人事委員会規則で定める者を除く。) 及び職務の級が六級又は五級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- 四 外国旅行の場合であつて、職務の級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第二号から第五号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするもの

に限る。)の額の合計額とする。

- 一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用(次号に掲げるものを除く。)
- 四 私有車により旅行する場合(職員にあつては、旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。)に要するものとして人事委員会規則で定める費用
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

第三節 宿泊費等

(宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額(知事及び副知事にあつては、知事が定める額。次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一夜当たりの定額とする。

第四節 転居費等

(転居費)

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

第五節 その他の種目

（渡航雑費）

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして人事委員会規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第五号

又は第七号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める定額とする。

(航海日当及び船員食卓料)

第二十一条 航海日当及び船員食卓料は、漁業取締り、漁業調査指導等のため船舶(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条第一項に規定する船舶をいう。)に乗船する職員に対する旅費とし、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。

第三章を削る。

第四十条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「又は当該」を「又は」に、「場合には、」を「場合には」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、第四章中同条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

第四十一条第一項中「(昭和二十二年法律第百号)」を削り、同条を第二十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第二十五条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、第六条及び第九条から第十二条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十二条の見出しを「(人事委員会規則への委任)」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前

に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第二十七条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定若しくはこれに基づき任命権者が定める事項に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定若しくはこれに基づき任命権者が定める事項に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

第四章を第三章とする。

附則第三項を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第二十七条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定若しくはこれに基づき任命権者が定める事項に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（人事委員会規則への委任）

6 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（石川県建築審査会設置条例の一部改正）

7 石川県建築審査会設置条例（昭和二十五年石川県条例第五十四号）の一部を次のように改正す

る。

第九条第二項を次のように改める。

- 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、その都度相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。

第十条中「石川県職員旅費支給規程」を「石川県職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年石川県条例第四号）」に改める。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正）

- 8 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三条第四項中「当該職員の」を「第二条第三号、第十八条第一項第二号、第二十二條第三項、第二十四条、第二十六條並びに第二十七條第一項及び第二項中「」に、「第四条第一項、第十七条第二項、第二十五條、第三十條第五項、第四十條及び第四十一條中「」を「第三条第四項中「当該職員の」に改める。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 前項の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第五条第一項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第二十七條の規定は、改正後の条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定若しくはこれに基づき教育委員会が定める事項に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（実費弁償に関する条例及び石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 10 次に掲げる条例の規定中「車賃、日当及び宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

1 実費弁償に関する条例（昭和三十四年石川県条例第四号）第二条

1 石川県選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年石川県条例第三十三号）第三条

（ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正）

- 11 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当」に改め、同條第二項中「車賃、日当又は宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費又は宿泊手当」に改める。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事

馳

浩

石川県条例第三号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「次項に規定する五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める」を「次項各号に掲げる」に、「行政職給料表」を「医療職給料表(ロ)」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして」を「のうち」に改め、同条第八項中「五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員(次号に掲げる職員を除く。)
- 二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「以下「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政九級職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万三千元、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政八級職員等」という。)」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万元」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十条の四第一項本文中「から二年」を「から三年」に改め、「異動等後の支給割合(一)の下に「第十条の二第三項の人事委員会規則で定める級地の変更により、」を加え、「改定された場合

にあつては、当該改定後」を「変更された場合にあつては、当該変更後」に改め、同項ただし書中「から二年」を「から三年」に改め、同項第一号中「改定された」を「第十条の二第三項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

- 三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。)
異動等前の支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

第十条の四第二項中「者が、」を「者から」に、「なり」を「なつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第十条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十条の六第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第十七条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を削る。

第二十一条第一項中「であつて国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。)別表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの」を削り、同条第二項の表備考中「寒冷地手当法別表」を「国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)別表」に改める。

第二十二条の六第一項第一号中「または有料の道路(以下この項から第三項まで)」を「又は有料の道路(以下この条」に、「または料金」を「又は料金」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第五項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第三号中「(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が六万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第三項中「(第一号及び次項)」を「(第一号、次項及び第五項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）

第二十二條の六第四項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が原の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第二十二條の六中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第二十二條の七中「から第十條まで、第十條の三から第十條の五まで、第十一條の二から第十一條の五まで及び第二十一條」を「及び第九條」に改める。

第二十三條の見出し中「扶養手当等」を「管理職手当等」に改め、同条中「、扶養手当」を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額								
1	円	183,900	230,600	265,900	299,500	322,100	356,100	409,300	459,400	511,400
2		185,000	232,100	266,900	301,000	323,900	357,800	411,200	464,900	518,300
3		186,200	233,600	267,900	302,500	325,700	359,400	413,100	469,900	523,600
4		187,300	235,100	268,900	303,900	327,400	361,000	414,900	474,600	527,900
5		188,500	236,600	269,900	305,300	329,100	362,600	416,700	478,600	531,400
6		190,200	238,100	270,900	306,400	330,800	364,400	418,500	482,200	534,700
7		191,800	239,600	272,000	307,400	332,500	365,900	420,300	485,200	537,700
8		193,400	241,100	273,000	308,600	334,200	367,500	422,100	487,700	540,200
9		195,000	242,600	274,000	309,800	335,800	368,900	423,700	489,700	
10		196,700	244,000	275,000	311,400	337,500	370,500	425,200		
11		198,300	245,400	276,000	313,000	339,200	372,100	426,700		
12		199,900	246,800	277,100	314,700	340,800	373,600	428,200		
13		201,500	248,000	278,100	316,200	342,300	375,500	429,700		
14		203,200	249,200	279,400	317,800	343,900	377,400	431,000		
15		204,900	250,400	280,700	319,400	345,500	379,300	432,300		
16		206,600	251,600	281,900	321,000	347,000	381,100	433,500		
17		207,900	252,700	283,200	322,500	348,400	382,600	434,700		
18		209,500	253,800	284,500	324,200	350,100	384,400	436,000		
19		211,100	254,900	285,700	325,800	351,700	386,100	437,300		
20		212,600	256,000	286,900	327,400	353,300	387,700	438,600		
21		214,100	257,000	288,000	328,800	354,500	389,400	439,800		
22		215,700	258,000	289,200	330,500	356,100	390,800	440,600		
23		217,300	259,000	290,500	332,200	357,600	392,200	441,400		
24		218,900	260,000	291,800	333,800	359,100	393,600	442,200		
25		220,500	261,000	293,100	335,000	360,800	395,000	442,800		
26		222,200	261,900	294,100	336,900	362,600	396,200	443,400		
27		223,500	262,800	295,100	338,600	364,300	397,500	444,000		
28		224,800	263,700	296,200	340,200	366,000	398,500	444,600		
29		226,100	264,500	297,300	341,700	367,400	399,600	445,300		
30		227,200	265,300	298,500	343,300	368,700	400,800	446,100		
31		228,300	266,100	299,600	344,900	369,900	401,900	446,500		
32		229,400	266,900	300,800	346,500	371,300	403,000	447,200		
33		230,600	267,600	302,000	348,200	372,400	403,700	447,700		
34		231,700	268,400	303,300	350,000	373,300	404,400	448,100		
35		232,800	269,200	304,600	351,800	374,300	405,100	448,500		
36		233,900	269,900	305,900	353,600	375,400	405,800	448,900		

37	235,000	270,600	307,200	355,200	376,200	406,400	449,300
38	236,000	271,400	308,500	356,600	377,100	407,000	449,700
39	237,000	272,300	309,800	358,000	378,000	407,500	450,100
40	237,900	273,000	311,100	359,400	378,800	407,900	450,400
41	238,800	273,700	312,400	360,900	379,600	408,300	450,700
42	239,700	274,500	313,800	361,700	380,400	408,500	451,100
43	240,500	275,300	315,100	362,700	381,200	408,800	451,400
44	241,300	276,000	316,200	363,700	381,900	409,100	451,700
45	242,000	276,700	317,100	364,600	382,600	409,400	452,000
46	242,600	277,400	318,400	365,700	383,300	409,700	
47	243,200	278,100	319,700	366,600	384,000	410,000	
48	243,800	278,800	321,000	367,600	384,700	410,300	
49	244,400	279,500	322,200	368,500	385,200	410,500	
50	245,000	280,200	323,500	369,200	385,800	410,800	
51	245,600	280,900	324,700	369,900	386,400	411,100	
52	246,100	281,600	325,900	370,500	387,100	411,400	
53	246,600	282,200	327,200	370,900	387,500	411,600	
54	247,000	282,900	328,300	371,500	388,100	411,900	
55	247,300	283,500	329,400	372,200	388,700	412,200	
56	247,600	284,200	330,500	372,900	389,200	412,500	
57	247,900	284,800	331,200	373,200	389,600	412,700	
58	248,200	285,500	332,100	373,900	390,200	413,000	
59	248,500	286,100	332,800	374,600	390,800	413,300	
60	248,800	286,800	333,600	375,200	391,300	413,500	
61	249,100	287,400	334,400	375,500	391,700	413,700	
62	249,400	288,100	334,800	376,000	392,200	414,000	
63	249,700	288,700	335,400	376,600	392,700	414,300	
64	250,000	289,200	336,100	377,200	393,300	414,500	
65	250,300	289,700	336,900	377,500	393,600	414,700	
66	250,600	290,300	337,600	378,100	394,000	415,000	
67	250,900	290,800	338,300	378,800	394,400	415,300	
68	251,200	291,400	338,900	379,400	394,800	415,500	
69	251,500	291,900	339,400	379,800	395,100	415,700	
70	251,800	292,400	340,000	380,300	395,400	416,000	
71	252,100	293,000	340,500	380,900	395,700	416,300	
72	252,400	293,600	341,100	381,400	395,900	416,500	
73	252,700	294,100	341,400	381,900	396,100	416,700	
74	253,000	294,600	341,900	382,500	396,400		
75	253,300	295,000	342,300	383,000	396,700		
76	253,600	295,300	342,700	383,300	397,000		
77	253,900	295,500	343,100	383,700	397,200		
78	254,200	295,800	343,600	384,200	397,500		
79	254,500	296,000	344,100	384,600	397,800		
80	254,800	296,300	344,600	385,000	398,000		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

398,200
398,500
398,800
399,000
399,200

385,400
385,900
386,300
386,700
387,000

344,900
345,300
345,700
346,100
346,400
346,800
347,200
347,600
347,800
348,200
348,600
349,000
349,200
349,600
350,000
350,300
350,600
351,000
351,400
351,800
352,300
352,700
353,100
353,500
354,000
354,400
354,700
355,100
355,600

296,500
296,700
297,000
297,200
297,500
297,800
298,100
298,400
298,700
299,000
299,300
299,700
299,900
300,100
300,400
300,800
301,000
301,300
301,700
302,100
302,300
302,600
302,900
303,200
303,400
303,700
304,000
304,300
304,500
304,900
305,300
305,600
305,800
306,000
306,300
306,700
306,900
307,100
307,400
307,700
308,100
308,300
308,600
308,900

255,100
255,400
255,700
256,000
256,300
256,600
256,900
257,200
257,500
257,800
258,100
258,400
258,700

81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124

125	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	円	192,500	基 準 給料月額	円	220,000	309,200	基 準 給料月額	円	260,600	基 準 給料月額	円	280,400	基 準 給料月額	円	295,600	基 準 給料月額	円	321,400	基 準 給料月額	円	363,600	基 準 給料月額	円	397,200	基 準 給料月額	円	449,100
		基 準 給料月額	円	192,500	基 準 給料月額	円	220,000	309,200	基 準 給料月額	円	260,600	基 準 給料月額	円	280,400	基 準 給料月額	円	295,600	基 準 給料月額	円	321,400	基 準 給料月額	円	363,600	基 準 給料月額	円	397,200	基 準 給料月額	円	449,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額								
1	円	212,100	233,200	256,100	296,100	332,700	354,100	385,000	421,300	467,100
2		214,500	235,400	258,100	297,100	334,200	355,700	386,700	422,900	473,300
3		216,900	237,600	260,300	298,100	335,700	357,600	388,400	424,500	478,300
4		219,300	239,800	262,500	299,000	337,200	359,200	390,100	426,000	482,700
5		221,700	242,000	264,600	299,600	338,700	360,800	391,600	427,500	486,700
6		224,100	244,000	265,900	300,300	340,100	362,500	393,200	429,100	490,200
7		226,500	246,000	267,200	301,000	341,400	364,100	394,800	430,500	493,200
8		228,700	247,800	268,500	301,700	342,700	365,700	396,400	431,900	496,700
9		231,000	249,600	269,800	302,400	344,000	367,300	398,100	433,000	497,900
10		233,100	251,300	271,100	303,100	345,600	368,900	399,700	434,400	
11		235,200	253,000	272,500	303,800	347,200	370,500	401,300	435,900	
12		237,200	254,400	273,800	304,400	348,800	372,100	402,900	437,400	
13		239,200	255,800	275,100	305,100	350,300	373,700	404,400	438,800	
14		241,200	257,600	276,300	305,900	351,900	375,300	406,400	440,500	
15		243,200	259,000	277,400	306,600	353,500	376,900	408,400	442,100	
16		244,800	260,500	278,900	307,400	355,100	378,500	410,400	443,700	
17		246,400	262,000	280,200	308,100	356,600	380,100	411,900	445,100	
18		247,900	263,200	281,500	308,900	358,200	381,700	413,600	446,800	
19		249,400	264,400	282,800	309,900	359,800	383,300	415,200	448,500	
20		250,900	265,500	284,000	310,800	361,300	384,900	416,900	450,100	
21		252,400	266,800	285,200	311,700	362,800	386,500	418,500	451,500	
22		254,000	268,000	285,800	313,000	364,400	388,100	420,000	452,200	
23		255,500	269,300	286,400	314,400	366,000	389,800	421,500	452,900	
24		257,000	270,600	287,000	315,700	367,600	391,500	422,900	453,600	
25		258,500	272,100	287,500	317,000	369,000	393,200	424,100	454,000	
26		259,700	273,500	288,100	318,500	370,700	395,200	425,600	454,500	
27		260,900	274,800	288,700	319,800	372,400	397,200	427,100	455,100	
28		262,100	276,100	289,200	320,900	374,000	399,100	428,500	455,700	
29		263,300	277,100	289,700	321,900	375,600	400,800	430,000	456,300	
30		264,600	278,400	290,300	323,100	377,200	402,200	431,300	457,000	
31		265,900	279,700	290,800	324,300	378,800	403,400	432,500	457,500	
32		267,200	280,900	291,300	325,400	380,500	404,700	433,700	458,000	
33		268,500	282,100	291,800	326,500	382,200	405,700	434,700	458,500	
34		270,000	282,700	292,400	327,700	384,200	406,800	435,400	458,800	
35		271,300	283,300	292,900	328,900	386,200	407,800	436,200	459,100	
36		272,800	283,900	293,400	330,000	388,200	408,800	436,900	459,500	

37	273,800	284,400	293,900	331,100	389,900	409,900	437,400	459,900
38	275,100	285,000	294,500	332,300	391,600	411,100	437,800	460,100
39	276,400	285,600	295,100	333,500	393,100	412,200	438,200	460,400
40	277,600	286,200	295,700	334,700	394,600	413,300	438,600	460,600
41	278,800	286,700	296,400	335,900	395,800	414,500	438,900	461,000
42	279,400	287,300	297,100	337,100	396,900	415,300	439,200	461,200
43	280,000	287,900	297,800	338,300	397,900	416,100	439,500	461,400
44	280,600	288,400	298,500	339,500	398,900	416,700	439,800	461,600
45	281,000	288,900	299,100	340,700	400,000	417,200	440,000	462,000
46	281,600	289,400	300,000	342,000	401,100	417,900	440,300	
47	282,100	289,900	300,800	343,200	402,200	418,600	440,600	
48	282,600	290,400	301,600	344,400	403,300	419,200	440,900	
49	283,100	291,000	302,400	345,600	404,600	419,900	441,200	
50	283,700	291,500	303,500	347,000	405,400	420,300	441,500	
51	284,200	292,100	304,600	348,300	406,200	420,900	441,800	
52	284,700	292,700	305,600	349,600	406,800	421,500	442,100	
53	285,200	293,300	306,600	350,500	407,300	421,900	442,300	
54	285,800	294,000	307,700	351,800	408,000	422,300	442,600	
55	286,300	294,700	308,700	353,000	408,700	422,800	442,900	
56	286,800	295,400	309,800	354,200	409,400	423,300	443,200	
57	287,300	296,000	310,800	355,500	409,700	423,800	443,400	
58	287,800	296,900	311,900	356,900	410,400	424,400	443,700	
59	288,300	297,700	313,000	358,300	411,100	424,800	444,000	
60	288,800	298,500	314,200	359,700	411,600	425,200	444,200	
61	289,300	299,300	315,200	361,000	412,000	425,600	444,400	
62	289,800	300,200	316,300	362,500	412,400	425,900	444,700	
63	290,300	301,100	317,400	364,000	412,900	426,200	445,000	
64	290,800	302,000	318,500	365,400	413,400	426,500	445,300	
65	291,300	302,800	319,500	366,600	413,900	426,800	445,500	
66	291,800	303,700	320,600	368,000	414,300	427,100	445,800	
67	292,300	304,500	321,700	369,300	414,800	427,400	446,100	
68	292,800	305,300	322,800	370,700	415,300	427,600	446,400	
69	293,300	306,200	323,800	371,800	415,800	427,800	446,600	
70	293,800	307,100	325,000	373,000	416,300	428,100	446,900	
71	294,300	308,000	326,200	374,200	416,900	428,400	447,200	
72	294,800	308,900	327,400	375,400	417,400	428,600	447,500	
73	295,300	309,700	328,100	376,700	417,800	428,800	447,700	
74	295,900	310,600	329,400	377,900	418,400	429,100		
75	296,500	311,500	330,700	379,100	418,900	429,400		
76	297,000	312,300	332,000	380,200	419,100	429,600		
77	297,500	313,000	333,300	381,300	419,400	429,800		
78	298,100	314,000	334,700	382,500	419,900	430,100		
79	298,700	314,900	336,100	383,600	420,200	430,400		
80	299,300	315,900	337,500	384,800	420,500	430,600		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

81	299,900	316,800	338,800	385,900	420,800	430,800
82	300,600	317,900	340,400	386,500	421,200	431,100
83	301,300	318,900	341,900	387,000	421,600	431,400
84	301,900	319,900	343,400	387,500	422,000	431,600
85	302,500	320,800	344,800	388,100	422,300	431,800
86	303,200	321,800	346,300	388,700		
87	303,900	322,800	347,800	389,300		
88	304,600	323,800	349,200	389,900		
89	305,300	324,800	350,500	390,200		
90	306,100	326,100	351,700	390,700		
91	306,900	327,300	352,900	391,200		
92	307,600	328,500	354,200	391,700		
93	308,100	329,700	355,600	392,100		
94	309,000	331,000	357,100	392,500		
95	309,900	332,200	358,600	393,000		
96	310,700	333,400	360,000	393,500		
97	311,500	334,600	361,300	393,900		
98	312,500	335,900	362,500	394,400		
99	313,500	337,100	363,600	394,900		
100	314,400	338,300	364,800	395,400		
101	315,300	339,700	365,900	395,700		
102	316,300	340,600	367,000	396,100		
103	317,300	341,600	368,100	396,600		
104	318,200	342,700	369,200	397,000		
105	319,000	343,800	370,400	397,300		
106	319,600	344,900	370,900	397,800		
107	320,200	345,900	371,500	398,300		
108	320,800	346,900	372,100	398,800		
109	321,300	348,100	372,700	399,100		
110	321,800	349,100	373,200	399,600		
111	322,200	350,100	373,600	400,100		
112	322,700	351,000	374,100	400,600		
113	323,500	351,900	374,500	400,900		
114	324,200	352,800	374,900	401,400		
115	324,900	353,800	375,400	401,900		
116	325,500	354,800	375,900	402,400		
117	326,100	355,900	376,300	402,800		
118	326,800	356,300	376,800	403,300		
119	327,500	356,900	377,400	403,700		
120	328,300	357,500	377,900	404,200		
121	328,900	357,800	378,100	404,600		
122	329,200	358,200	378,600			
123	329,700	358,600	379,100			
124	330,200	359,000	379,500			

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	200,400	246,900	320,500	377,700	453,000
	2	202,700	248,400	322,300	379,200	454,800
	3	205,000	249,800	324,100	380,600	456,600
	4	207,200	251,200	325,800	382,000	458,400
	5	209,400	252,600	327,400	383,400	460,000
	6	211,700	253,800	329,300	384,900	461,700
	7	213,900	255,000	331,200	386,400	463,600
	8	216,100	256,200	333,100	387,800	465,300
	9	218,300	257,600	334,900	389,100	467,000
	10	220,500	258,800	336,900	390,600	468,600
	11	222,700	260,100	338,700	392,100	470,100
	12	224,900	261,400	340,500	393,600	471,600
	13	227,100	262,700	342,200	395,000	473,100
	14	229,200	264,600	343,900	396,500	474,400
	15	231,400	266,400	345,500	398,100	475,700
	16	233,500	268,200	347,100	399,600	477,000
	17	235,600	269,900	348,700	401,000	478,200
	18	237,400	272,200	350,000	402,600	478,900
	19	239,100	274,400	351,200	404,200	479,600
	20	240,800	276,600	352,400	405,700	480,400
	21	242,500	278,800	353,700	406,900	481,000
	22	243,800	281,000	355,400	408,300	
	23	245,100	283,200	357,000	409,700	
	24	246,400	285,300	358,500	411,000	
	25	247,600	287,300	360,000	412,600	
	26	248,800	289,200	361,600	414,000	
	27	250,000	291,100	363,200	415,300	
	28	251,200	292,900	364,700	416,700	
	29	252,300	294,700	366,200	418,100	
	30	253,500	296,600	367,800	419,400	
	31	254,700	298,400	369,400	420,900	
	32	255,900	300,100	370,900	422,400	
	33	257,000	301,800	372,400	424,000	
	34	258,300	303,600	374,000	425,400	
	35	259,600	305,300	375,600	427,000	
	36	260,900	306,900	377,100	428,500	
	37	262,300	308,500	378,600	430,200	
	38	263,700	310,200	380,100	431,700	

39	265,000	312,000	381,600	433,300	
40	266,300	313,800	383,000	434,900	
41	267,600	315,100	384,400	436,400	
42	268,600	317,000	385,900	437,900	
43	269,600	318,800	387,300	439,200	
44	270,500	320,500	388,700	440,400	
45	271,200	322,200	390,200	441,600	
46	272,100	324,100	391,800	442,900	
47	272,900	325,800	393,400	444,100	
48	273,700	327,500	394,800	445,300	
49	274,500	329,200	396,000	446,400	
50	275,300	331,000	397,500	447,600	
51	276,000	332,800	398,900	448,800	
52	276,800	334,500	400,200	450,000	
53	277,600	336,200	401,400	451,200	
54	278,400	337,500	402,600	452,400	
55	279,200	338,800	403,900	453,600	
56	280,000	340,100	405,200	454,800	
57	280,700	341,600	406,500	455,900	
58	281,300	343,200	407,800	456,500	
59	282,100	344,700	409,200	457,000	
60	283,000	346,300	410,400	457,500	
61	283,800	347,800	411,600	458,000	
62	284,400	349,400	413,000		
63	285,200	351,000	414,400		
64	285,900	352,500	415,700		
65	286,900	354,000	416,900		
66	287,700	355,700	418,100		
67	288,500	357,300	419,400		
68	289,200	358,800	420,800		
69	289,900	360,300	422,100		
70	290,700	361,900	423,300		
71	291,500	363,500	424,300		
72	292,200	365,000	425,500		
73	292,900	366,500	426,700		
74	293,600	368,100	427,800		
75	294,300	369,700	429,000		
76	294,900	371,200	430,000		
77	295,500	372,700	431,100		
78	296,200	374,100	432,100		
79	296,900	375,500	433,100		
80	297,500	376,800	434,100		
81	298,100	378,100	435,000		
82	298,800	379,500	435,800		
83	299,500	380,900	436,600		

定年前任用短時間勤務職員以上の職員

84	300,200	382,200	437,400
85	300,900	383,300	438,100
86	301,700	384,700	438,600
87	302,400	386,000	439,000
88	303,100	387,300	439,400
89	303,800	388,500	439,800
90	304,700	389,800	440,100
91	305,500	390,900	440,400
92	306,300	392,100	440,600
93	306,800	393,300	440,900
94	307,600	394,400	441,200
95	308,400	395,600	441,500
96	309,200	396,900	441,700
97	309,900	398,300	441,900
98	310,700	399,300	442,200
99	311,500	400,300	442,500
100	312,200	401,300	442,700
101	313,000	402,200	442,900
102	314,000	403,200	443,200
103	314,900	404,300	443,500
104	315,700	405,400	443,700
105	316,300	406,100	443,900
106	317,100	407,000	
107	317,900	407,900	
108	318,700	408,800	
109	319,400	409,600	
110	319,800	410,400	
111	320,200	411,200	
112	320,700	412,000	
113	321,200	412,600	
114	321,600	413,300	
115	322,100	414,000	
116	322,500	414,700	
117	323,000	415,300	
118	323,500	415,800	
119	323,900	416,200	
120	324,400	416,500	
121	324,900	416,800	
122	325,300	417,100	
123	325,800	417,400	
124	326,300	417,600	
125	326,900	417,800	
126	327,200	418,100	
127	327,500	418,400	
128	327,800	418,600	

129	328,000	418,800		
130	328,300	419,100		
131	328,600	419,400		
132	328,800	419,600		
133	329,000	419,800		
134	329,200	420,100		
135	329,400	420,400		
136	329,700	420,600		
137	330,000	420,800		
138	330,200	421,100		
139	330,500	421,400		
140	330,800	421,600		
141	331,000	421,800		
142	331,200	422,100		
143	331,500	422,400		
144	331,700	422,600		
145	332,000	422,800		
146	332,200			
147	332,500			
148	332,800			
149	333,000			
150	333,200			
151	333,500			
152	333,800			
153	334,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
	239,100	279,800	308,900	337,400
				422,900

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	200,400	221,200	320,500	349,500	436,700
	2	202,700	223,600	322,300	351,000	438,000
	3	205,000	226,000	324,100	352,500	439,300
	4	207,200	228,400	325,800	354,000	440,600
	5	209,400	230,900	327,400	355,500	441,700
	6	211,700	233,300	329,300	356,900	442,800
	7	213,900	235,700	331,200	358,300	444,000
	8	216,100	238,100	333,100	359,700	445,200
	9	218,300	240,500	334,900	361,100	446,500
	10	220,500	242,100	336,900	362,400	447,700
	11	222,700	243,700	338,700	363,700	448,700
	12	224,900	245,300	340,500	365,000	449,800
	13	227,100	246,900	342,200	366,200	451,000
	14	229,200	248,400	343,900	367,500	451,800
	15	231,400	249,800	345,500	368,700	452,600
	16	233,500	251,200	347,100	369,900	453,500
	17	235,600	252,600	348,700	371,100	454,400
	18	237,400	253,800	350,000	372,300	454,900
	19	239,100	255,000	351,200	373,500	455,400
	20	240,800	256,200	352,400	374,600	455,900
	21	242,500	257,600	353,700	375,700	456,400
	22	243,800	258,800	355,200	376,900	
	23	245,100	260,100	356,600	378,100	
	24	246,400	261,400	357,900	379,200	
	25	247,600	262,700	359,200	380,300	
	26	248,700	264,000	360,600	381,500	
	27	249,800	266,400	362,000	382,700	
	28	250,900	268,200	363,300	383,800	
	29	252,100	269,900	364,600	384,900	
	30	253,400	272,200	366,000	386,100	
	31	254,600	274,400	367,300	387,300	
	32	255,800	276,600	368,600	388,400	
	33	256,900	278,800	369,900	389,500	
	34	258,100	281,000	371,100	390,700	
	35	259,300	283,200	372,300	391,900	
	36	260,500	285,300	373,500	393,100	
	37	261,700	287,300	374,700	394,300	
	38	262,900	289,200	375,900	395,600	
	39	264,100	291,100	377,100	396,900	
	40	265,300	292,900	378,300	398,100	

399,300	379,400	294,700	266,500	41
400,600	380,600	296,600	267,600	42
401,600	381,800	298,400	268,700	43
402,700	383,000	300,100	269,800	44
403,900	384,100	301,800	270,800	45
405,100	385,400	303,600	271,700	46
406,300	386,700	305,300	272,500	47
407,500	387,900	306,900	273,300	48
408,600	388,800	308,500	274,000	49
409,600	390,000	310,200	274,800	50
410,900	391,000	312,000	275,500	51
412,100	392,100	313,800	276,200	52
413,300	392,900	315,100	277,000	53
414,400	394,000	317,000	277,800	54
415,500	395,000	318,800	278,600	55
416,600	396,000	320,500	279,300	56
417,600	397,200	322,200	280,000	57
418,800	398,200	324,100	280,800	58
420,000	399,300	325,800	281,600	59
421,200	400,400	327,500	282,300	60
421,800	401,400	329,200	282,900	61
422,600	402,500	331,000	283,600	62
423,300	403,600	332,800	284,300	63
423,800	404,600	334,500	284,900	64
424,100	405,500	336,200	285,600	65
424,400	406,400	337,500	286,300	66
424,800	407,400	338,800	287,000	67
425,200	408,400	340,100	287,700	68
425,500	409,200	341,600	288,400	69
425,900	410,000	343,100	289,200	70
426,200	410,700	344,600	289,900	71
426,500	411,500	346,100	290,600	72
426,800	412,200	347,500	291,100	73
427,200	412,800	349,000	291,800	74
427,500	413,500	350,500	292,500	75
427,800	414,200	352,000	293,100	76
428,100	414,800	353,400	293,700	77
428,400	415,500	354,900	294,400	78
428,700	416,000	356,500	295,000	79
428,900	416,600	358,000	295,600	80
429,100	417,000	359,400	296,200	81
417,400	417,400	360,700	296,800	82
417,700	417,700	362,000	297,400	83
418,000	418,000	363,200	298,000	84
418,200	418,200	364,400	298,500	85

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
務員
以外
の職
員

86	299,000	365,600	418,500
87	299,500	366,800	418,800
88	300,000	367,900	419,000
89	300,400	369,000	419,200
90	301,000	370,100	419,500
91	301,500	371,200	419,800
92	302,000	372,300	420,000
93	302,300	373,400	420,200
94	302,800	374,600	420,500
95	303,300	375,700	420,800
96	303,700	376,800	421,000
97	304,100	377,800	421,200
98	304,600	378,800	421,500
99	305,100	379,700	421,800
100	305,500	380,600	422,000
101	305,900	381,400	422,200
102	306,300	382,400	422,500
103	306,700	383,300	422,800
104	307,000	384,200	423,000
105	307,200	385,000	423,200
106	307,500	385,900	
107	307,800	386,800	
108	308,000	387,700	
109	308,200	388,500	
110	308,400	389,500	
111	308,700	390,400	
112	309,000	391,300	
113	309,200	391,900	
114	309,400	392,800	
115	309,600	393,700	
116	309,900	394,600	
117	310,200	395,400	
118	310,400	396,100	
119	310,700	397,000	
120	311,000	397,800	
121	311,200	398,400	
122	311,400	399,100	
123	311,600	399,800	
124	311,900	400,400	
125	312,200	401,000	
126		401,700	
127		402,200	
128		402,800	
129		403,400	
130		404,000	

131	404,500			
132	405,000			
133	405,300			
134	405,600			
135	405,900			
136	406,200			
137	406,500			
138	406,800			
139	407,100			
140	407,400			
141	407,700			
142	408,000			
143	408,300			
144	408,600			
145	408,800			
146	409,100			
147	409,400			
148	409,600			
149	409,800			
150	410,100			
151	410,400			
152	410,600			
153	410,800			
154	411,100			
155	411,400			
156	411,600			
157	411,800			
	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	230,300	276,700	304,100	330,800
				412,900

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	184,300	234,500	326,900	376,900	447,600
	2	185,400	238,800	328,900	378,300	457,500
	3	186,600	241,500	330,900	379,700	466,900
	4	187,700	244,200	332,900	381,100	476,800
	5	188,900	246,800	334,700	382,500	486,500
	6	191,000	248,400	336,700	383,900	496,300
	7	193,100	249,900	338,600	385,300	505,200
	8	195,200	251,400	340,500	386,700	513,100
	9	197,300	252,900	342,300	388,100	520,900
	10	199,300	255,000	343,900	389,600	528,100
	11	201,300	257,100	345,500	391,000	533,400
	12	203,300	259,100	347,100	392,400	537,900
	13	205,300	261,100	348,700	393,800	540,900
	14	207,200	263,400	349,700	395,300	542,900
	15	209,100	265,700	350,700	396,900	
	16	210,900	267,900	351,700	398,400	
	17	212,600	270,100	352,800	399,900	
	18	214,400	272,600	354,100	401,500	
	19	216,200	275,000	355,400	403,100	
	20	218,000	277,400	356,600	404,800	
	21	219,800	279,700	357,800	406,000	
	22	221,600	281,800	358,900	407,400	
	23	223,300	283,900	360,000	408,800	
	24	225,000	285,900	361,100	410,100	
	25	226,700	287,900	362,200	411,400	
	26	228,800	289,800	363,200	412,700	
	27	230,800	291,700	364,200	414,200	
	28	232,700	293,600	365,200	415,700	
	29	234,600	295,500	366,100	416,900	
	30	235,700	297,000	367,000	418,100	
	31	236,800	298,500	367,800	419,700	
	32	237,900	300,000	368,600	421,200	
	33	239,300	301,500	369,300	422,500	
	34	240,800	303,000	370,100	423,900	
	35	242,300	304,500	370,900	425,300	
	36	243,800	305,900	371,700	426,700	
	37	245,300	307,300	372,500	428,100	
	38	246,900	308,200	373,300	429,500	
	39	248,500	309,100	374,100	430,900	

40	250,100	310,000	374,900	432,300
41	251,700	310,800	375,700	433,400
42	253,200	311,300	377,000	434,700
43	254,700	311,800	378,300	436,100
44	256,200	312,300	379,500	437,400
45	257,700	312,800	380,200	438,200
46	259,000	313,400	381,200	439,100
47	260,200	313,900	382,000	440,000
48	261,400	314,400	382,700	440,900
49	262,600	314,800	383,400	441,700
50	263,700	315,300	384,100	442,500
51	264,800	315,800	384,800	443,100
52	265,900	316,300	385,500	443,900
53	267,000	316,700	386,100	444,300
54	268,100	317,200	386,800	444,900
55	269,100	317,600	387,600	445,400
56	270,100	318,000	388,400	445,900
57	271,100	318,400	389,000	446,400
58	271,900	318,800	389,800	
59	272,500	319,200	390,500	
60	273,100	319,600	391,200	
61	273,700	320,000	391,800	
62	274,300	320,600	392,500	
63	274,900	321,200	393,200	
64	275,500	321,800	393,900	
65	276,100	322,300	394,600	
66	276,700	322,900	395,200	
67	277,300	323,500	395,800	
68	277,900	324,100	396,500	
69	278,500	324,600	397,300	
70	279,200	325,200	397,800	
71	279,900	325,800	398,400	
72	280,600	326,400	399,000	
73	281,200	326,900	399,500	
74	281,900	327,600	400,100	
75	282,600	328,300	400,700	
76	283,300	329,000	401,200	
77	283,900	329,700	401,700	
78	284,600	330,400	402,200	
79	285,300	331,100	402,700	
80	285,900	331,800	403,400	
81	286,500	332,500	403,800	
82	287,200	333,300		
83	287,900	334,000		
84	288,500	334,600		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

別表第5 (第3条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		292,100	401,300	456,200	551,100
2		294,400	404,000	458,200	557,200
3		296,700	406,600	460,100	562,500
4		298,900	409,100	462,000	567,500
5		301,000	411,500	463,400	571,900
6		304,500	413,700	465,200	576,200
7		308,000	415,800	467,000	579,800
8		311,400	417,900	468,800	582,800
9		314,900	420,000	470,600	585,300
10		318,400	421,500	472,400	587,600
11		321,800	423,000	474,200	
12		325,200	424,500	476,000	
13		328,600	425,900	477,800	
14		332,100	427,400	479,600	
15		335,500	428,900	481,500	
16		338,900	430,300	483,300	
17		342,300	431,700	485,100	
18		345,400	433,200	487,000	
19		348,500	434,700	488,900	
20		351,600	436,100	490,800	
21		354,800	437,500	492,700	
22		358,000	439,100	494,400	
23		361,100	440,600	496,200	
24		364,100	442,000	498,000	
25		367,100	443,400	499,600	
26		369,400	444,800	501,400	
27		371,700	446,200	503,200	
28		373,900	447,600	504,800	
29		375,800	449,000	506,200	
30		377,500	450,400	507,900	
31		379,200	451,800	509,700	
32		381,000	453,200	511,400	
33		382,800	454,600	512,900	
34		384,600	456,000	514,200	
35		386,200	457,400	515,500	
36		387,600	458,800	516,800	
37		389,000	460,200	517,800	
38		390,500	461,900	519,100	

85	289,100	335,100			
86	289,800	335,600			
87	290,500	336,000			
88	291,100	336,400			
89	291,700	336,700			
90	292,400	337,200			
91	293,100	337,600			
92	293,700	338,000			
93	294,300	338,300			
94	295,000	338,700			
95	295,600	339,100			
96	296,200	339,500			
97	296,500	340,000			
98	297,100	340,500			
99	297,700	341,000			
100	298,200	341,500			
101	298,700	342,000			
102	299,100	342,500			
103	299,500	343,000			
104	299,900	343,500			
105	300,300	343,900			
106	300,800	344,300			
107	301,300	344,800			
108	301,600	345,200			
109	301,800	345,700			
110	302,200	346,100			
111	302,500	346,500			
112	302,700	346,900			
113	303,000	347,400			
114	303,300	347,800			
115	303,600	348,200			
116	303,900	348,600			
117	304,200	349,100			
118	304,500	349,500			
119	304,700	349,900			
120	305,000	350,300			
121	305,300	350,700			
	円	円	円	円	円
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	222,300	264,200	289,300	332,200	391,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会等の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

84	494,200	494,700	302,400	474,400
85	494,700	345,200	400,500	474,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	392,000	463,500	520,400
40	393,500	465,100	521,700
41	395,000	466,700	522,800
42	395,700	467,900	523,600
43	396,300	469,100	524,400
44	397,100	470,200	525,200
45	398,000	471,200	526,100
46	398,600	472,200	526,900
47	399,200	473,100	527,700
48	399,800	473,900	528,400
49	400,400	474,600	529,200
50	400,900	475,300	530,000
51	401,400	476,000	530,700
52	401,900	476,600	531,600
53	402,400	477,300	532,500
54	402,800	478,000	533,300
55	403,200	478,600	534,200
56	403,600	479,200	535,100
57	404,000	479,500	535,900
58	404,400	480,100	536,800
59	404,800	480,900	537,700
60	405,200	481,600	538,400
61	405,600	482,000	539,200
62	406,000	482,600	540,100
63	406,400	483,300	541,000
64	406,800	484,000	541,900
65	407,100	484,400	542,700
66		485,000	543,600
67		485,600	544,500
68		486,100	545,400
69		486,600	546,200
70		487,100	547,100
71		487,600	548,000
72		488,100	548,900
73		488,500	549,700
74		489,000	
75		489,400	
76		489,900	
77		490,400	
78		491,000	
79		491,600	
80		492,000	
81		492,500	
82		493,100	
83		493,700	

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級号	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
		給料月額						
1	1	189,100	227,900	263,600	282,500	315,800	361,600	416,000
2	2	191,200	229,200	264,400	283,300	317,200	363,300	417,900
3	3	193,300	230,600	265,200	284,100	318,600	364,900	419,800
4	4	195,400	231,900	266,000	284,800	320,000	366,500	421,600
5	5	197,400	233,100	266,800	285,500	321,400	368,100	423,400
6	6	199,400	234,200	267,600	286,200	323,000	369,700	425,000
7	7	201,400	235,200	268,400	286,900	324,500	371,300	426,600
8	8	203,200	236,200	269,200	287,700	326,000	372,900	428,100
9	9	205,000	237,300	270,000	288,500	327,500	374,500	429,600
10	10	206,900	238,500	270,800	289,300	329,100	376,500	430,900
11	11	208,800	239,800	271,700	290,100	330,600	378,500	432,200
12	12	210,900	241,100	272,500	290,800	332,100	380,500	433,500
13	13	212,600	242,400	273,300	291,500	333,600	381,900	434,800
14	14	214,600	243,700	274,100	292,600	335,200	383,600	436,000
15	15	216,800	245,000	274,900	293,700	336,700	385,300	437,200
16	16	218,900	246,200	275,700	294,900	338,200	387,000	438,300
17	17	221,000	247,400	276,500	296,100	339,700	388,700	439,600
18	18	222,100	248,600	277,300	297,300	341,300	390,200	440,700
19	19	223,200	249,800	278,100	298,500	342,900	391,700	441,900
20	20	224,300	251,000	278,900	299,700	344,400	393,200	443,100
21	21	225,400	252,100	279,700	300,900	345,700	394,500	444,200
22	22	226,300	253,000	280,600	302,100	347,200	395,800	445,000
23	23	227,200	253,800	281,500	303,300	348,700	397,200	445,400
24	24	228,100	254,600	282,300	304,500	350,200	398,300	446,100
25	25	229,000	255,400	283,100	305,700	351,700	399,400	446,600
26	26	230,000	256,200	284,000	306,900	353,200	400,500	447,000
27	27	230,900	257,000	284,900	308,000	354,700	401,600	447,400
28	28	231,800	257,800	285,700	309,200	356,200	402,700	447,800
29	29	232,700	258,600	286,500	310,500	357,600	403,500	448,200
30	30	233,600	259,400	287,600	311,700	359,200	404,300	448,600
31	31	234,500	260,200	288,600	312,900	360,700	405,100	449,000
32	32	235,400	261,000	289,600	314,200	362,200	405,900	449,300
33	33	236,200	261,800	290,600	315,400	363,400	406,300	449,600
34	34	237,000	262,600	291,700	316,500	364,500	406,900	450,000
35	35	237,800	263,300	292,700	317,700	365,700	407,400	450,300
36	36	238,600	264,100	293,700	318,900	366,800	407,800	450,600
37	37	239,400	265,000	294,700	320,100	367,800	408,200	450,900
38	38	240,200	265,800	295,700	321,400	368,600	408,400	450,900
39	39	241,000	266,600	296,700	322,700	369,600	408,700	450,900

40	241,800	267,400	297,700	323,900	370,700	409,000
41	242,400	268,200	298,700	324,800	371,700	409,300
42	243,000	269,000	299,900	326,000	372,700	409,600
43	243,600	269,800	301,000	327,200	373,700	409,900
44	244,100	270,600	302,100	328,400	374,600	410,200
45	244,600	271,300	303,200	329,500	375,400	410,400
46	245,200	272,200	304,300	330,500	376,200	410,700
47	245,700	273,000	305,400	331,500	377,100	411,000
48	246,100	273,800	306,500	332,400	377,900	411,300
49	246,500	274,500	307,600	333,300	378,400	411,500
50	247,000	275,300	308,700	334,300	379,200	411,800
51	247,500	276,000	309,800	335,300	380,000	412,100
52	248,000	276,700	310,900	336,200	380,800	412,400
53	248,300	277,400	311,900	336,700	381,200	412,600
54	248,600	278,100	312,900	337,600	381,900	
55	248,900	278,800	314,000	338,300	382,600	
56	249,200	279,500	315,000	339,200	383,200	
57	249,500	280,200	316,000	339,900	383,600	
58	249,800	280,900	317,000	340,200	384,100	
59	250,100	281,600	318,000	340,700	384,700	
60	250,400	282,200	318,900	341,300	385,300	
61	250,700	282,800	319,800	341,900	385,700	
62	251,000	283,500	320,600	342,600	386,200	
63	251,300	284,200	321,300	343,300	386,700	
64	251,600	284,800	322,000	343,900	387,200	
65	251,900	285,400	322,600	344,600	387,800	
66	252,200	286,100	323,300	345,100	388,300	
67	252,500	286,800	323,900	345,700	388,900	
68	252,800	287,400	324,500	346,300	389,500	
69	253,100	288,000	325,100	346,600	390,000	
70	253,400	288,700	325,300	347,200	390,500	
71	253,700	289,400	325,800	347,700	391,000	
72	253,900	290,000	326,300	348,200	391,500	
73	254,100	290,600	326,900	348,700	391,800	
74	254,400	291,100	327,400	349,200	392,300	
75	254,700	291,500	327,900	349,700	392,700	
76	254,900	291,900	328,300	350,100	393,100	
77	255,100	292,300	328,900	350,400	393,500	
78	255,400	292,600	329,400	350,700		
79	255,700	292,900	329,800	350,900		
80	255,900	293,200	330,300	351,200		
81	256,100	293,500	330,800	351,700		
82	256,400	293,800	331,200	352,000		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

83	256,700	294,100	331,400	352,300			
84	256,900	294,400	331,700	352,600			
85	257,100	294,600	332,100	353,000			
86		294,800	332,500	353,300			
87		295,000	332,800	353,600			
88		295,200	333,100	353,900			
89		295,600	333,400	354,300			
90		295,800	333,600	354,600			
91		296,000	334,000	354,900			
92		296,200	334,300	355,300			
93		296,600	334,500	355,600			
94		296,800	334,800	356,000			
95		297,000	335,100	356,400			
96		297,300	335,400	356,800			
97		297,600	335,600	357,300			
98		297,800	335,900	357,700			
99		298,000	336,200	358,100			
100		298,300	336,400	358,500			
101		298,600	336,600	359,000			
102		298,800	336,800				
103		299,000	337,200				
104		299,300	337,400				
105		299,600	337,600				
106			338,000				
107			338,400				
108			338,800				
109			339,000				
	基 準 給 料 月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	193,500	220,100	248,700	262,300	288,000	329,200	371,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ、医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給	給料月額						
	号	円	円	円	円	円	円	円
	1	208,200	241,200	282,500	295,900	320,100	362,900	417,300
	2	210,100	243,400	283,000	296,500	321,100	364,600	419,500
	3	211,900	245,600	283,500	297,100	322,100	366,300	421,700
	4	213,600	247,800	284,000	297,600	323,100	368,000	423,800
	5	215,300	250,000	284,500	298,100	324,100	369,800	425,700
	6	217,200	251,000	285,000	298,700	325,300	371,800	427,600
	7	219,000	251,900	285,500	299,300	326,500	373,800	429,400
	8	220,700	252,800	286,000	299,800	327,700	375,800	431,300
	9	222,400	253,700	286,500	300,300	328,800	377,500	433,000
	10	224,400	254,900	287,000	300,900	330,000	379,600	434,600
	11	226,300	256,000	287,500	301,500	331,100	381,700	436,300
	12	228,200	256,900	288,000	302,000	332,200	383,700	437,900
	13	230,200	257,700	288,500	302,500	333,300	385,600	439,300
	14	232,200	258,400	289,000	303,200	334,500	387,200	440,600
	15	234,200	259,100	289,500	303,900	335,600	389,000	442,200
	16	236,200	260,000	290,000	304,600	336,700	390,800	443,700
	17	238,200	261,100	290,500	305,300	337,800	392,500	445,400
	18	240,200	262,200	291,000	306,200	339,000	394,200	447,000
	19	242,300	263,300	291,500	307,100	340,100	396,100	448,400
	20	244,300	264,400	292,000	308,000	341,200	397,900	449,800
	21	246,200	265,500	292,500	308,800	342,300	399,600	450,900
	22	247,400	266,600	293,000	309,700	343,500	401,300	452,200
	23	248,600	267,700	293,500	310,600	344,600	403,100	453,500
	24	249,700	268,800	294,000	311,500	345,700	404,800	454,900
	25	250,800	269,800	294,500	312,300	346,800	406,400	455,900
	26	251,700	270,900	295,100	313,300	348,100	408,100	456,600
	27	252,600	272,100	295,900	314,200	349,400	409,900	457,400
	28	253,500	273,100	296,700	315,100	350,700	411,700	458,000
	29	254,300	274,100	297,400	315,900	351,900	413,200	458,900
	30	255,100	274,800	298,200	317,000	353,400	414,700	459,600
	31	255,800	275,500	299,000	318,100	354,900	416,200	460,400
	32	256,500	276,200	299,800	319,200	356,500	417,500	461,200
	33	257,300	276,900	300,500	320,300	357,700	418,600	461,900
	34	258,100	277,500	301,300	321,400	359,200	419,700	462,600
	35	258,900	278,000	302,100	322,500	360,600	420,800	463,300
	36	259,600	278,500	302,800	323,600	362,000	422,000	464,100
	37	260,300	279,000	303,600	324,700	363,400	423,300	464,900
	38	261,200	279,600	304,400	325,900	364,400	424,400	465,700
	39	262,100	280,100	305,200	327,000	365,800	425,600	466,400

40	262,900	280,600	306,000	328,100	367,100	426,700	467,100
41	263,700	281,000	306,700	328,900	368,400	427,900	467,900
42	264,600	281,500	307,700	330,000	369,800	428,900	
43	265,400	282,000	308,700	331,100	371,100	430,000	
44	266,200	282,500	309,600	332,100	372,400	431,100	
45	267,000	283,000	310,500	333,100	373,900	432,100	
46	267,700	283,500	311,500	334,100	375,100	432,600	
47	268,400	284,000	312,500	335,100	376,200	433,200	
48	269,000	284,500	313,500	336,100	377,400	433,600	
49	269,600	285,000	314,400	337,300	378,500	434,200	
50	270,100	285,500	315,400	338,600	379,400	434,700	
51	270,600	286,000	316,400	339,800	380,400	435,100	
52	271,000	286,500	317,400	341,000	381,300	435,600	
53	271,400	287,000	318,200	341,900	381,900	436,100	
54	272,000	287,500	319,200	343,100	382,700	436,500	
55	272,500	288,000	320,200	344,200	383,500	436,800	
56	272,900	288,500	321,100	345,500	384,300	437,100	
57	273,300	289,000	322,000	346,500	385,000	437,500	
58	273,700	289,800	323,000	347,400	385,700		
59	274,100	290,600	324,000	348,500	386,400		
60	274,500	291,300	324,900	349,700	387,000		
61	274,900	292,000	325,800	350,800	387,600		
62	275,300	292,900	327,000	352,000	388,200		
63	275,700	293,800	328,200	353,200	388,900		
64	276,100	294,600	329,400	354,200	389,500		
65	276,500	295,400	330,100	355,300	390,200		
66	276,900	296,300	331,200	356,300	390,700		
67	277,300	297,100	332,300	357,400	391,300		
68	277,700	297,900	333,200	358,500	391,800		
69	278,100	298,700	334,300	359,300	392,200		
70	278,600	299,600	335,000	360,400	392,800		
71	279,100	300,500	336,100	361,500	393,300		
72	279,500	301,400	337,200	362,500	393,600		
73	279,900	302,300	338,300	363,200	393,900		
74	280,500	303,200	339,500	364,000	394,400		
75	281,100	304,100	340,600	364,800	394,800		
76	281,600	305,000	341,700	365,500	395,100		
77	282,100	305,800	342,800	366,100	395,400		
78	282,700	306,800	343,900	366,600	395,900		
79	283,300	307,800	344,900	367,100	396,400		
80	283,800	308,700	346,000	367,600	396,900		
81	284,300	309,200	346,900	368,200	397,200		
82	284,800	310,100	347,900	368,700	397,600		

83	285,300	311,000	348,800	369,200	398,100
84	285,800	311,800	349,800	369,700	398,500
85	286,300	312,600	350,700	370,100	398,900
86	286,800	313,700	351,500	370,500	
87	287,300	314,700	352,300	371,100	
88	287,800	315,700	353,100	371,600	
89	288,300	316,600	353,700	371,900	
90	288,800	317,700	354,300	372,400	
91	289,300	318,700	354,900	372,800	
92	289,800	319,700	355,600	373,100	
93	290,300	320,500	356,000	373,700	
94	290,900	321,200	356,400	374,200	
95	291,500	321,900	356,900	374,700	
96	292,100	322,500	357,300	375,200	
97	292,700	323,000	357,800	375,800	
98	293,200	323,300	358,200	376,300	
99	293,700	323,900	358,700	376,800	
100	294,200	324,500	359,100	377,200	
101	294,700	324,900	359,400	377,800	
102	295,200	325,500	359,900	378,300	
103	295,700	326,100	360,300	378,800	
104	296,100	326,600	360,600	379,300	
105	296,500	327,000	361,000	379,900	
106	297,000	327,500	361,500	380,300	
107	297,500	328,000	362,000	380,800	
108	297,800	328,500	362,500	381,300	
109	298,000	328,900	363,000	381,900	
110	298,300	329,300	363,500		
111	298,500	329,600	364,000		
112	298,800	329,900	364,400		
113	299,100	330,200	364,800		
114	299,300	330,600	365,200		
115	299,600	330,900	365,700		
116	299,800	331,200	366,200		
117	300,100	331,400	366,600		
118	300,400	331,700	367,100		
119	300,700	332,000	367,600		
120	301,000	332,200	368,100		
121	301,300	332,400	368,400		
122	301,700	332,700			
123	302,000	333,000			
124	302,300	333,300			
125	302,500	333,500			

定年
前再
任用
短時
勤務
職
員以
外の
職員

126	302,700	333,800
127	303,000	334,200
128	303,400	334,400
129	303,600	334,600
130	303,900	334,800
131	304,300	335,200
132	304,700	335,400
133	304,900	335,700
134	305,200	336,100
135	305,500	336,500
136	305,800	336,900
137	306,000	337,200
138	306,300	337,600
139	306,600	338,000
140	306,900	338,400
141	307,100	338,700
142	307,500	339,100
143	307,900	339,400
144	308,200	339,800
145	308,400	340,100
146	308,600	340,500
147	308,900	340,900
148	309,300	341,300
149	309,500	341,600
150	309,700	342,000
151	310,000	342,400
152	310,300	342,800
153	310,700	343,100
154	310,900	
155	311,100	
156	311,400	
157	311,700	
158	312,000	
159	312,300	
160	312,600	
161	313,000	
162	313,400	
163	313,700	
164	314,000	
165	314,400	
166	314,700	
167	315,000	
168	315,300	

169	315,700	基 準 給料月額					
		240,300	260,800	268,100	278,600	295,000	332,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表第二十二条の七（見出しを含む。）の項中「（見出しを含む。）」を「の見出し」に改め、同表に次のように加える。

第二十二条の七	第四条第三項から第十 一項まで、第八条の二 及び第九条	第八条の二、第九条、第十条の三から第十 一条の五まで、第十一条の二から第十一条の 五まで及び第二十一条
	定年前再任用短時間勤 務職員	任期付短時間勤務職員

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項を削り、同条第七項中「並びに第五項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当」を削り、同項を同条第六項とする。

第八条第一項中「第十条まで」を「第九条まで」に改め、同条第二項中「第十条まで」を「第九条まで」に改め、「、第二十条」を削り、同条第五項中「及び第十九条第二項」を「、第十九条第二項及び第二十条第二項第一号」に、「百分の百七十二・五」とを「百分の九十五」と、給与条例第二十条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とに改める。

第九条第一項中「から第十条まで」を「、第九条」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項中「第六条の二まで及び第十五条」を「第六条まで及び第六条の三」に、「特定任期付企業職員」を「第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員に限る。以下「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「同条中」の下に「第六条及び第十八条」とあるのは「第六条、第六条の三、第八条、第八条の二、第十六条及び第十八条」とを加え、同項を同条第三項とする。

（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の三第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十三条中「、第六条の三、第八条、第八条の二、第十六条」を削る。

(石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第五条 石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第十四条第七項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改め、同条第八項中「から第十条まで、第十条の三から第十条の五まで、第十一条の二から第十一条の五まで及び第二十一条」を「及び第九条」に改める。

附則第十五条から第十八条までの規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第二十条中「、第六条の三、第八条、第八条の二、第十六条」を削り、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第二十一条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第三条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第四条 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第九条の規定の適用については、同条第一項ただし書中

「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第五条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額を、改正後の給与条例第十条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

2 切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与条例第十条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号）附則第五条第一項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（切替日前に異動等のあつた職員等の地域手当に関する経過措置）

第六条 切替日の前日までに第一条の規定による改正前の給与条例第十条の四第一項に規定する異動等のあつた職員又は同日までに同条第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（附則第八条及び第九条第一項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。附則第八条及び第九条第一項において同じ。）を除く。）については、改正後の給与条例第十条の四第一項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号。以下この条において「令和七年改正条例」という。）附則第五条第一項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をい」とあるのは「割合又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める割合をい」と、「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第五条第一項」と、「か

ら三年」とあるのは「から二年」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から三年」とあるのは「から二年」と、同項第一号中「変更」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項中

「二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

とあるのは「二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合」と、同条第二項中「者から」とあるのは「者が、」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

2 切替日から令和十年三月三十一日までの間に改正後の給与条例第十条の四第一項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第一項中「割合をいう」とあるのは「割合又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号。以下この条において「令和七年改正条例」という。）附則第五条第一項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第五条第一項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第一号中「変更」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第二項中「一級地」とあるのは「一級地又は令和七年改正条例附則第五条第一項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当及び通勤手当に関する経過措置）

第七条 改正後の給与条例第十条の六第三項及び第二十二條の六第四項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第八条 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この条及び次

条において「再任用職員」という。) に対して適用されることとなる給与条例第十一条の三及び第十一条の五の規定は、切替日以後に第十一条の三第一項若しくは第十一条の五第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に第十一条の三第一項に規定する公署の移転若しくは第十一条の五第一項に規定する学校若しくは共同調理場の移転があつた再任用職員について適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第九条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等職員 切替日の前日において改正前の給与条例第二十一条第一項の規定により人事委員会規則で定めていた公署に在勤し、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十二号)第四条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)別表に掲げられていた地域又は同日において同項の規定により人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次号において同じ。)であるものをいう。
 - 二 新寒冷地等在勤等職員 改正後の給与条例第二十一条第一項の規定に該当する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。
 - 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
 - 四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日(改正後の給与条例第二十一条第一項に規定する基準日をいい、その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。以下この条において同じ。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者(再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員(暫定再任用職員を除く。第四項において同じ。)であつた者に限る。)をいう。
 - 五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、基準日におけるその基準世帯等区分(当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分(改正後の給与条例第二十一条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、同項の表に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とみなして、同条第一項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 2 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる

基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和七年十一月から令和八年三月まで	六、六〇〇円
令和八年十一月から令和九年三月まで	一三、二〇〇円

- 3 給与条例第二十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号。以下「令和七年改正条例」という。）附則第九条第二項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「令和七年改正条例附則第九条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「第二十四条第三項」と、同項第二号中「前項」とあるのは「令和七年改正条例附則第九条第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「令和七年改正条例附則第九条第二項及び同条第三項において準用する前項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「令和七年改正条例附則第九条第三項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 4 前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であつた者に限る。）に対しては、改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であつた者が、切替日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、任用の事情、切替日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者に対しては、改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2条関係)
イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級								
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	2	1	1	1	1	1	1	1	
7	3	1	1	1	1	1	1	1	
8	4	1	1	1	1	1	1	1	
9	5	1	1	1	1	1	1	1	
10	6	2	2	1	1	1	1	1	
11	7	3	3	1	1	1	1	1	
12	8	4	4	1	1	1	1	1	
13	9	5	5	1	1	1	1	1	
14	10	6	6	2	1	1	1	1	
15	11	7	7	3	1	1	1	1	
16	12	8	8	4	1	1	1	1	
17	13	9	9	5	1	1	1	1	
18	14	10	10	6	2	1	1	2	
19	15	11	11	7	3	1	1	2	
20	16	12	12	8	4	1	1	2	
21	17	13	13	9	5	1	1	2	
22	18	14	14	10	6	1	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	3	5	

33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	7
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17

34	30	26	22	18	4
35	31	27	23	19	4
36	32	28	24	20	4
37	33	29	25	21	4
38	34	30	26	22	4
39	35	31	27	23	4
40	36	32	28	24	4
41	37	33	29	25	4
42	38	34	30	26	5
43	39	35	31	27	5
44	40	36	32	28	5
45	41	37	33	29	5
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	
54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46	42	
59	55	51	47	43	
60	56	52	48	44	
61	57	53	49	45	
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		

71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17

34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	

71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	
98	86	
99	87	
100	88	
101	89	
102	90	
103	91	
104	92	
105	93	
106	94	
107	95	

108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101
114	102
115	103
116	104
117	105

二 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17

34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	

108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101
114	102
115	103
116	104
117	105

71	59	59
72	60	60
73	61	61
74	62	62
75	63	63
76	64	64
77	65	65
78	66	66
79	67	67
80	68	68
81	69	69
82	70	70
83	71	71
84	72	72
85	73	73
86	74	74
87	75	75
88	76	76
89	77	77
90	78	78
91	79	79
92	80	80
93	81	81
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	
98	86	
99	87	
100	88	
101	89	
102	90	
103	91	
104	92	
105	93	
106	94	
107	95	

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5

34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12

ハ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	2 級	3 級	4 級	4 級
1	1	1		1
2	1	1		1
3	1	1		1
4	1	1		1
5	1	1		1
6	1	1		1
7	1	1		1
8	1	1		1
9	1	1		1
10	1	1		1
11	1	1		1
12	1	1		1
13	1	1		1
14	2	1		1
15	3	1		1
16	4	1		1
17	5	1		1
18	6	2		1
19	7	3		1
20	8	4		1
21	9	5		1
22	10	6		1
23	11	7		1
24	12	8		1
25	13	9		1
26	14	10		1
27	15	11		1
28	16	12		1
29	17	13		1
30	18	14		1
31	19	15		1
32	20	16		1
33	21	17		1

71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	

71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17

34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		

108	104								
109	105								
110	106								
111	107								
112	108								
113	109								

71	67	67	63						
72	68	68	64						
73	69	69	65						
74	70	70	66						
75	71	71	67						
76	72	72	68						
77	73	73	69						
78	74	74	70						
79	75	75	71						
80	76	76	72						
81	77	77	73						
82	78	78	74						
83	79	79	75						
84	80	80	76						
85	81	81	77						
86	82	82							
87	83	83							
88	84	84							
89	85	85							
90	86	86							
91	87	87							
92	88	88							
93	89	89							
94	90	90							
95	91	91							
96	92	92							
97	93	93							
98	94	94							
99	95	95							
100	96	96							
101	97	97							
102	98	98							
103	99	99							
104	100	100							
105	101	101							
106	102								
107	103								

チ 医療職給料表 (三) の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17

34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		

71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		

108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第四号

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

- 一 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)第十二条の二第二項及び第四項
- 二 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)第十三条の二第二項及び第四項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日として本則(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第十二条の二第二項の規定による請求(その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。
- 3 施行日以後の日を時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日として本則(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第十三条の二第二項の規定による請求(その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

石川県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第五号

石川県部制条例の一部を改正する条例

石川県部制条例（昭和二十七年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(六)を削り、(七)を(六)とし、同条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一
号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 危機管理部

危機管理及び防災に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第六号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように
改正する。

第二条の表四十一の項中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第四号」を
「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号及び第二号」
に改め、同表四十二の項中「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令第四百四十八
条第一項第一号及び第二号」に改め、同表四十五の項中「建築基準法、」を「建築基準法（昭和二十
五年法律第二百一号）、」に改め、「昭和二十五年政令第三百三十八号。」を削り、「建築基準法第六
条第一項第四号」を「政令第四百四十八条第一項第一号及び第二号」に改め、同表四十六の項り及び
スを削り、同表五十の項及び五十一の項中「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行
令第四百四十八条第一項第一号及び第二号」に改め、同表五十二の項中「建築物のエネルギー消費性
能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物の
エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関
する法律施行規則」に、「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令第四百四十八
条第一項第一号及び第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第七号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 4 別表に掲げる事務を処理するため、郵便料金その他送付に要する費用が生じる場合には、当該費用の額を徴収することができる。

別表二十六の項1中「確認の申請」の下に「又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する建築物に関する計画の通知」を加え、「建築物に関する確認申請手数料」を「建築物に関する確認申請等手数料」に改め、同項1イ中「五千元」を「一万二千元(法第六条の四第一項各号に掲げる建築物にあつては、八千元)」に改め、同項1ロ中「九千元」を「二万千元(法第六条の四第一項各号に掲げる建築物にあつては、一万三千元)」に改め、同項1ハ中「一万四千元」を「三万円(法第六条の四第一項各号に掲げる建築物にあつては、一万円)」に改め、同項1ニ中「一万九千元」を「四万円」に改め、同項1ホ中「三万四千元」を「四万八千元」に改め、同項1ヘ中「四万八千元」を「六万六千元」に改め、同項1ト中「十四万円」を「十九万円」に改め、同項1チ中「二十四万円」を「三十一万円」に改め、同項1リ中「四十六万円」を「六十一万円」に改め、同項1備考の欄②及び④中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同欄②中「確認申請」を「確認の申請又は計画の通知」に改め、同欄②①中「九千元」を「一万五千元」に改め、同欄②②中「確認」を「確認済証の交付」に、「五千元」を「八千元」に改め、同項2中「確認の申請」の下に「又は法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項に規定する建築設備に関する計画の通知」を加え、「建築設備に関する確認申請手数料」を「建築設備に関する確認申請等手数料」に改め、同項2イ中「九千元」を「一万五千元」に改め、同項2ロ中「確認」を「確認済証の交付」に、「五千元」を「八千元」に改め、同項3中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「確認の申請」の下に「又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第十八条第二項に規定する工作物に関する計画の通知」を加え、「工作物に関する確認申請手数料」を「工作物に関する確認申請等手数料」に改め、同項3イ中「八千元」を「一万三千元」に改め、同項3ロ中「確認」を「確認済証の交付」に、「四千元」を「七千元」に改め、同項4中「及び第十八条第四項本文」を「又は第十八条第五項本文」に改め、同項5中「及び第十八条第四項ただし書」を「又は第十八条第五項ただし書」に改め、同項6中「第七条第一項」の下に「又は第十八条第二十項」を加え、「特定建築物」を「建築物」に改め、同項6イ(1)中「一万円」を「二万三千元(法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万七千元)」に改め、同項6イ(2)中「一万二千元」を「二万六千元(法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万九

千円)」に改め、同項6イ(3)中「一万六千円」を「三万六千円(法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万五千円)」に改め、同項6イ(4)中「二万二千円」を「四万六千円」に改め、同項6イ(5)中「三万六千円」を「五万三千円」に改め、同項6イ(6)中「五万円」を「六万八千円」に改め、同項6イ(7)中「十二万円」を「十六万三千円」に改め、同項6イ(8)中「十九万円」を「二十五万三千円」に改め、同項6イ(9)中「三十八万円」を「四十四万九千円」に改め、同項6ロ(1)中「九千円」を「一万九千円(法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万五千円)」に改め、同項6ロ(2)中「一万千円」を「二万二千円(法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万七千円)」に改め、同項6ロ(3)中「一万五千円」を「三万円(法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万三千円)」に改め、同項6ロ(4)中「二万円」を「四万円」に改め、同項6ロ(5)中「三万五千円」を「五万円」に改め、同項6ロ(6)中「四万七千円」を「六万六千円」に改め、同項6ロ(7)中「十一万円」を「十四万八千円」に改め、同項6ロ(8)中「十八万円」を「二十三万七千円」に改め、同項6ロ(9)中「三十七万円」を「四十三万四千円」に改め、同項6備考の欄(中「一万三千円」を「二万円」に改め、同項7を次のように改める。

<p>7 法第七条 第一項又は第十八条第二十項に規定する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一条第一項に規定する特定建築行為に係る建築物に限る。)に関する完了検査</p>	<p>特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>6の規定の例により算出した額に次に掲げる額を加算した額</p> <p>イ 住宅以外の建築物</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万五千円</p> <p>(3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万五千円</p> <p>(4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 七万六千円</p> <p>(5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十二万円</p> <p>(6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十五万五千円</p> <p>(7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十八万九千円</p> <p>ロ 一戸建ての住宅 四千円</p> <p>ハ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万九千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万二千円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 七万五千円</p>	<p>金額の欄の床面積の合計は、当該建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する特定建築行為の床面積について算定する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

別表二十六の項8中「第七条第一項」の下に「又は第十八条第二十項」を加え、「一万三千元」を「二万円」に改め、同項9中「第七条第一項」の下に「又は第十八条第二十項」を加え、「九千元」を「一万四千元」に改め、同項10中「第七条の三第一項」の下に「又は第十八条第二十八項」を加え、同項10イ中「九千元」を「一万九千元（法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万五千元）」に改め、同項10ロ中「二万円」を「二万三千元（法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、一万七千元）」に改め、同項10ハ中「二万五千元」を「三万千元（法第七条の五に規定する工事に係る建築物にあつては、二万三千元）」に改め、同項10ニ中「二万円」を「三万九千元」に改め、同項10ホ中「三万三千元」を「四万七千元」に改め、同項10ヘ中「四万五千元」を「六万三千元」に改め、同項10ト中「十万元」を「十三万九千元」に改め、同項10チ中「十六万円」を「二十一万四千元」に改め、同項10リ中「三十三万円」を「三十九万七千元」に改め、同項11中「又は第二号」を「若しくは第二号又は第十八条第三十八項第一号若しくは第二号」に改め、同項11金額の欄を次のように改める。

イ	建築物の仮使用に係る部分の床面積の合計が百平方メートル以内のもの	一万五千元
ロ	建築物の仮使用に係る部分の床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	三万円
ハ	建築物の仮使用に係る部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	六万円
ニ	建築物の仮使用に係る部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	十二万円

別表二十六の項に次のように加える。

76	建築確認 申請台帳記 載事項証明 書の交付	建築確認申請 台帳記載事項 証明書の交付 手数料	証明書一枚につき 五百円	
----	--------------------------------	-----------------------------------	--------------	--

別表二十七の項5金額の欄を次のように改める。

二万四千元

別表四十一の項1中「三万三千元」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合(以下この項において「電子情報処理組織により申請する場合」という。)にあつては、二万六千五百円)」を加え、同項2中「三万三千元」の下に「(電子情報処理組織により申請する場合にあつては、二万六千五百円)」を加え、同表八十三の八の項1イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十四条第一項」に改め、同項2イ(1)中「に規定するモデル建築物を用いる」を「」。以下この項において「基準省令」という。)第一条第一項第一号ロに規定する」に改め、同項2イ(2)中「モデル建物法以外の」を「基準省令第一条第一項第一号イ又は第二号イ(1)及びロ(1)に規定する」に改め、「又は主要室入力法」

を削り、同項5イ(2)中「又は主要室入力法」を削り、同項備考の欄(二)中「申請書」の下に「又は同法第十八条第二項に規定する建築物に関する計画の通知書」を、「当該確認」の下に「又は計画」を加え、同表八十三の十の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項1及び2を次のように改める。

<p>1 法第十一 条第一項又 は第十二条 第二項に規 定する建築 物エネルギー 消費性能確 保計画に関 する建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定等</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料</p>	<p>イ 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物（以下この項において「工場等」という。）であるもの</p> <p>(1) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第一条第一項第一号ロに規定する方法（以下この項において「モデル建物法」という。）によるもの</p> <p>イ 法第十一条第一項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 一万八千円</p> <p>ロ 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二万六千円</p> <p>ハ 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万七千円</p> <p>ニ 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万五千円</p> <p>ホ 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万円</p> <p>ヘ 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万円</p> <p>ト 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 二十二万円</p> <p>(2) 評価方法の全部又は一部が基準省令第一条第一項第一号イ又は第二号イ(1)及びロ(1)に規定する方法（以下この項において「標準入力法」という。）によるもの</p> <p>イ 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 二万二千元</p>	<p>法第三十 条第一項 の規定に よる認定 を受けた 法第二十 九条第一 項に規定 する建築 物エネル ギー消費 性能向上 計画（以 下この項 において 「建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 」という。） に記載さ れた他の 建築物 （同条第 三項に規 定する他 の建築物 をいう。 以下この 項におい て 同 じ。）に 係る手数 料の金額 は、イ、 ロ、ハ及 びニの規</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (ロ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 三万円
 - (ハ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万三千元
 - (ニ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十万元
 - (ホ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十五万円
 - (ヘ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十九万円
 - (ト) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万円
- ロ 建築物の用途が工場等以外（住宅を除く。）であるもの
- (1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの
 - (イ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 八万六千元
 - (ロ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万円
 - (ハ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十五万円
 - (ニ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十四万円
 - (ホ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十一万円
 - (ヘ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十七万円
 - (ト) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 四十三万円
 - (2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの
 - (イ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 二十二万円
 - (ロ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方

定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとの対象となる床面積に及び、非住宅にあつては5口、住宅にあつては4口に定める金額とする。

メートル以上千平方メートル未満のもの
二十八万円

(イ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三十七万円

(ロ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五十二万円

(ハ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 六十四万円

(ニ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 七十六万円

(ホ) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 八十七万円

ハ 建築物の用途が住宅であるもの

(1) 評価方法の全部が標準入力法によるもの

(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの 三万四千元

(ロ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル以上のもの 三万八千元

(ハ) 特定建築行為に係る長屋又は共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項において「共同住宅等」という。)の床面積が三百平方メートル未満のもの 六万八千元

(ニ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十一万円

(ホ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十九万円

(ヘ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が五千平方メートル以上のもの 二十八万円

(2) 評価方法の一部が標準入力法によるもの

(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの 二万五千元

(ロ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル以上のもの 二万

<p>2 法第十一 条第二項又 は第十二条 第三項に規 定する建築 物 エ ネ ル</p>	<p>建築物エネ ル消費性能 適合性変更判 定等手数料</p>	<p>八千円 (ハ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が三百平方メートル未満のもの 五万円 (ニ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が三百平方メートル以上二千平方メートル 未満のもの 八万五千円 (ホ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が二千平方メートル以上五千平方メートル 未満のもの 十四万円 (ヘ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が五千平方メートル以上のもの 二十一万 円 (3) 評価方法の全部が基準省令第一条第一項第 二号イ(2)及びロ(2)の国土交通大臣が定める基 準(以下この項において「仕様基準」とい う。)によるもの (イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床 面積が二百平方メートル未満のもの 一万 七千円 (ロ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床 面積が二百平方メートル以上のもの 一万 八千円 (ハ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が三百平方メートル未満のもの 三万二千 円 (ニ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が三百平方メートル以上二千平方メートル 未満のもの 五万六千円 (ホ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が二千平方メートル以上五千平方メートル 未満のもの 十万円 (ヘ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積 が五千平方メートル以上のもの 十五万円 二 基準省令第一条第一項第一号に規定する複合 建築物(以下この項において「複合建築物」と いう。)である場合 イ又はロに定める金額に ハに定める金額を加算した金額</p>	<p>法第二十 一条第一 項の規定 による認 定を受け た建築物</p>
-------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

ゴミ消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定等

- 二万千円
- (ハ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万二千円
- (ニ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万七千円
- (ホ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円
- (ヘ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十七万円
- (ト) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 二十一万円
- (2) 評価方法の全部又は一部が標準入方法によるもの
 - (イ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 一万六千円
 - (ロ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二万四千円
 - (ハ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万五千円
 - (ニ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万千円
 - (ホ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万円
 - (ヘ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十七万円
 - (ト) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 二十一万円
- ロ 建築物の用途が工場等以外（住宅を除く。）であるもの
 - (1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの
 - (イ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 四万八千円
 - (ロ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 六万三千円

エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る手数料の金額は、イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、非住宅にあつては8ロ、住宅にあつては7ロに定める金額とする。

- (イ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万六千円
- (ロ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十六万円
- (ハ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十二万円
- (ニ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十六万円
- (ホ) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 三十二万円
- (2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの
 - (イ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル未満のもの 十一万円
 - (ロ) 特定建築行為に係る床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十五万円
 - (ハ) 特定建築行為に係る床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十万円
 - (ニ) 特定建築行為に係る床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万円
 - (ホ) 特定建築行為に係る床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十九万円
 - (ニ) 特定建築行為に係る床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十六万円
 - (ト) 特定建築行為に係る床面積が二万五千平方メートル以上のもの 五十三万円
- ハ 建築物の用途が住宅であるもの
 - (1) 評価方法の全部が標準入力法によるもの
 - (イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの 一万九千円
 - (ロ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル以上のもの 二万円
 - (イ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積

		<p>が三百平方メートル未満のもの 三万九千円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千円</p> <p>(ホ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十二万円</p> <p>(ヘ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が五千平方メートル以上のもの 十八万円</p> <p>(2) 評価方法の一部が標準入力法によるもの</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル未満のもの 一万五千元</p> <p>(ロ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅の床面積が二百平方メートル以上のもの 一万六千元</p> <p>(ハ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が三百平方メートル未満のもの 三万円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 五万二千元</p> <p>(ホ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万六千元</p> <p>(ヘ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が五千平方メートル以上のもの 十四万円</p> <p>(3) 評価方法の全部が仕様基準によるもの</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅 一万千円</p> <p>(ロ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が三百平方メートル未満のもの 二万千円</p> <p>(ハ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万八千円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 七万三千円</p> <p>(ホ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が五千平方メートル以上のもの 十一万円</p> <p>ニ 複合建築物である場合 イ又はロに定める金額に、ハに定める金額を加算した金額</p>	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表八十三の十の項3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「第十一条」を「第十三条」に改め、

同項4中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、「(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)」を削り、同項4イ中「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項4イ(3)中「長屋又は共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項において「共同住宅等」という。)」を「共同住宅等」に改め、同項4の備考欄(二)中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項5中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項5イ中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項5イ(2)中「又は主要室入力法」を削り、同項6中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項7中「第三十六条第二項」を「第三十一条第一項」に改め、同項8中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項8イ(2)中「又は主要室入力法」を削り、同項9中「第三十六条第二項」を「第三十一条第一項」に改め、同項10から12までを削り、同表八十五の三の項を次のように改める。

八十五の三 石川県動物 の愛護及び 管理に關す る条例(令 和三年石川 県条例第三 十四号。以 下この項に おいて「条 例」とい う。)に關 する事務	1 条例第二 十二条第一 項(同条第 三項におい て準用する 場合を合 む)の規 定による動 物の返還	動物返還手 数料	次に掲げる額を合算した額 イ 一頭、一匹又は一羽の動物一日 につき 四百円 ロ 一件につき 四千元	
	2 条例第二 十三条の規 定による犬 又は猫の譲 渡し	犬又は猫の 譲渡手数料	一頭につき 一万三千元	

別表八十六の項5ニ(3)中「複雑」を「複雑(a)」に改め、同項5ニ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 複雑(b) 一項目につき 五千八百五十円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表八十六の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験又は検査等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験又は検査等の手数料については、なお従前の例による。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 八 号

石川 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(石川 県 税 条 例 の 一 部 改 正)

第 一 条 石川 県 税 条 例 (昭 和 二 十 九 年 石川 県 条 例 第 二 十 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 五 十 四 条 の 八 第 一 項 第 一 号 中 「第 二 条 第 十 五 項」を「第 二 条 第 十 六 項」に 改 め る。

(行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 二 条 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 二 十 七 年 石川 県 条 例 第 四 十 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 二 条 第 二 号 中 「第 二 条 第 八 項」を「第 二 条 第 九 項」に 改 め る。

(石川 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 三 条 石川 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 (令 和 五 年 石川 県 条 例 第 十 七 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 二 条 第 十 項 中 「第 二 条 第 八 項」を「第 二 条 第 九 項」に 改 め る。

第 十 二 条 第 五 項 の 表 第 三 十 八 条 第 一 項 第 一 号 の 項 中 「第 二 条 第 九 項」を「第 二 条 第 十 項」に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は、令 和 七 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

民 生 委 員 の 定 数 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 七 年 三 月 二 十 五 日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 九 号

民 生 委 員 の 定 数 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

民 生 委 員 の 定 数 を 定 め る 条 例 (平 成 二 十 六 年 石川 県 条 例 第 四 十 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

本 則 の 表 七 尾 市 の 項 中 「二 百 二 人」を「二 百 一 人」に 改 め、同 表 小 松 市 の 項 中 「二 百 五 十 五 人」を「二 百 五 十 七 人」に 改 め、同 表 輪 島 市 の 項 中 「百 三 十 三 人」を「百 三 十 二 人」に 改 め、同 表 加 賀 市 の 項 中 「二 百 一 人」を「二 百 三 人」に 改 め、同 表 か ほ く 市 の 項 中 「八 十 八 人」を「九 十 一 人」に 改 め、同 表 白 山 市 の 項 中 「二 百 六 十 三 人」を「二 百 六 十 四 人」に 改 め、同 表 能 美 市 の 項 中 「九 十 四 人」を「九 十 九 人」に 改 め、同 表 川 北 町 の 項 中 「十 七 人」を「十 九 人」に 改 め、同 表 内 灘 町 の 項 中

「六十人」を「六十一人」に改め、同表宝蓮志水町の項中「五十七人」を「五十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 十 号

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第五号中「栄養士」の下に「、管理栄養士」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第六トの表上級の項中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

(保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

- 一 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十二号)第十三条第一項第六号及び第二十一条第一項第六号
- 二 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十四号)第十二条第一項ただし書及び第六号
- 三 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)第七条第一項ただし書及び第三号
- 四 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)第五条第一項ただし書及び第四号
- 五 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)第八十八条第四項
- 六 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号)第三十六条第五項
- 七 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十五号)第四十五条第四項

八 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十八号）第二十九条第五項

九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）第二十六条第一項、第四十四条第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項、第三項ただし書及び第八項ただし書、第八十二条第一項本文及び第一号、第九十二条第一項並びに第一百条第一項

十 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十号）第五条第七項第二号及び附則第八項第二号

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「栄養士と」を「栄養士若しくは管理栄養士と」に、「栄養士、」を「栄養士又は管理栄養士を、」に改め、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第十二項ただし書中「栄養士、事務員」を「栄養士又は管理栄養士、事務員」に、「栄養士、第六号」を「栄養士若しくは管理栄養士、第六号」に、「その他職員、」を「その他職員を、」に改め、同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十八条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第五項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第八百八十三条第一項ただし書及び第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第七条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三百三十条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第五項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第百六十七条第一項ただし書及び第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十一号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年石川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「浴そう」を「浴槽」に、「湯せん」を「湯栓」に、「水せん」を「水栓」に改め、同条第二号中「浴そう」を「浴槽」に、「そのつど」を「その都度」に改め、同条に次の一号を加える。

三 浴槽の湯は、規則で定める水質基準を満たすこと。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

いしかわ動物愛護基金条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十二号

いしかわ動物愛護基金条例

(設置)

第一条 人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として、動物の愛護及び管理に関する施策に要する経費の財源に充てるため、いしかわ動物愛護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に繰入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十三号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次、第一条、第十八条の三（見出しを含む）、第六章の三の章名並びに第八十三条の四の見出し及び同条第二項中「貧困対策」を「貧困の解消に向けた対策」に改める。

第八十三条の五の見出し中「貧困対策」を「貧困の解消に向けた対策」に改め、同条第一項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「貧困対策」を「貧困の解消に向けた対策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十四号

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例

石川県保育環境整備基金条例（平成二十一年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

石川県安心子ども基金条例

第一条中「保育所の計画的な整備その他の」を削り、「保育環境の」を「環境の」に、「石川県保育環境整備基金」を「石川県安心子ども基金」に改める。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十五号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二

条の四第二項の規定により、同条第一項に規定する一時保護施設(以下「一時保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準(この条例で定める基準をいう。次条において同じ。)は、一時保護施設に入所している児童(以下「入所児童」という。)が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 知事は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

3 最低基準を超えて設備を設け、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第四条 一時保護施設は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第三十三条第一項及び第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害の防止に十分考慮されたものでなければならない。

6 一時保護施設は、入所児童の人権の擁護、入所児童に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第五条 一時保護施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 一時保護施設は、施設防災計画(入所児童の特性、当該一時保護施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所児童の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画をいう。以下この条において同じ。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 一時保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携

並びに入所児童の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について職員及び入所児童に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 一時保護施設は、第三項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて当該施設防災計画の見直しを行うものとする。

(安全計画の策定等)

第六条 一時保護施設は、入所児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、入所児童等に対する一時保護施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条 一時保護施設は、入所児童の一時保護施設外での活動、取組等のための移動その他の入所児童の移動のために自動車を運行するときは、入所児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該入所児童の所在を確認しなければならない。

(入所児童を平等に取り扱う原則)

第八条 一時保護施設は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第九条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(入所児童の権利の制限)

第十条 一時保護施設は、正当な理由がなく、入所児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず入所児童の権利を制限するときは、その理由について十分な説明を行い、当該入所児童の理解を得るよう努めな

ければならない。

（入所児童の行動の制限）

第十一条 一時保護施設は、施設等により入所児童の行動を制限してはならない。

（入所児童の所持品）

第十二条 一時保護施設は、合理的な理由がなく、入所児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず入所児童の所持する物の持込みを禁止するときは、その理由について十分な説明を行い、当該入所児童の理解を得るよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、入所児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないように設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第十三条 職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該入所児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第十四条 一時保護施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

（設備の基準）

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

1 入所児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第九号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第九号及び第二十八条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であつて、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条及び第十九条第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。

2 入所児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して生活を送ることができ

- るよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 三 職員が入所児童の見守りを行いやすいよう、死角をできる限りなくした構造とするとともに、自然の採光の確保、木材の利用等により温かみを感じられる環境の整備に努めること。
- 四 居室は、入所児童が穏やかに過ごすことができ、かつ、安心して生活を送ることができる環境とすること。
- 五 居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は入所児童一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室にあつては、一室の定員を六人以下とし、その面積を入所児童一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 六 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室にあつては、一室の定員を一人とし、その面積を八平方メートル以上とするよう努めること。
- 七 少年であつても、その福祉のために必要があるときは、複数の入所児童（少年を含む。）での利用が可能な居室を設けること。
- 八 入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 九 学習等を行う室並びに屋内運動場及び屋外運動場は、入所児童の数に応じ必要な面積を有すること。
- 十 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の入所児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 十一 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 十二 入所児童の生活の場は、当該入所児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境とすること。

（職員の一般的要件）

第十六条 入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第十七条 職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法第三十三条第一項及び第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、職員に対し、その資質の向上のために、入所児童の権利の擁護、入所児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員の配置）

第十八条 一時保護施設は、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応

職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を人所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導の全部又は一部を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を人所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 4 学習指導員は、児童の数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第十九条 一時保護施設は、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

- 2 ユニットを整備している一時保護施設は、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。
- 3 一時保護施設は、夜間、法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、前二項に規定する職員のほか、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（管理者等）

第二十条 一時保護施設は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する管理者を置かなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのことも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）において、社会

福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に基づき大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したものととして同法第百二条第二項の規定により当該大学が置く大学院への入学を認められた者

六 学校教育法に基づき大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて修了した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法に基づき高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により同法に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第二十二条 心理療法担当職員は、学校教育法に基づき大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十三条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒を在所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十四条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ、当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十五条 入所児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所児童に清潔な衣服を支給し、又は貸与しなければならない。この場合において、下着は、入所児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを支給し、若しくは貸与しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第二十六条 一時保護施設において、入所児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十四条第一項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 一時保護施設における食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 一時保護施設における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の入所児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所児童及び職員の健康状態の把握等）

第二十七条 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該入所児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 医師又は歯科医師は、前項の措置の実施により入所児童の健康状態を把握したときは、当該入所児童の健康を記録する表に必要な事項を記入するとともに、必要に応じ、一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所児童の食事を調理する者について、綿密な注意

を払わなければならない。

(養護)

第二十八条 一時保護施設における養護は、入所児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ当該入所児童を養育することにより、入所児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する入所児童の数を勘案して、当該入所児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十九条 一時保護施設における生活支援は、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、入所児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している入所児童が適切な教育を受けられるよう、当該入所児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、入所児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、入所児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十条 児童相談所長は、入所児童の支援に当たっては、当該入所児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携しなければならない。

(内部の規程)

第三十一条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(帳簿)

第三十二条 一時保護施設は、入所児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第三十三条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及び

その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十四条 知事は、入所児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十五条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の日後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第十五条の規定は、適用しない。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号。附則第四項において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。)第五十七条の規定を準用する。

(職員に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間における第十八条第一項の規定の適用については、同項中「栄養士又は管理栄養士」とあるのは、「栄養士」とする。

4 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、第十八条及び第十九条の規定により難いと知事が認める一時保護施設については、令和十一年三月三十一日までの間、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

5 令和八年三月三十一日までの間、一時保護施設は、第二十条第三項の規定にかかわらず、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十六号

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例

石川県県営住宅条例（昭和三十四年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「しないが」を「していないが、」に改め、同項第二号イ中「第三号」を「第四号」に改め、同号ロ中「第三項第四号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第三号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）の他に同居者がなく、かつ、当該入居者又は同居者のいずれかが三十五歳未満の者である場合

第六条第四項第四号ロ中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

第七条第二項中「前条第三項第四号」を「前条第三項第五号」に改める。

第十九条第三項ただし書中「家賃」の下に「、第二十二條第四号の費用」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十七号

石川県建築基準条例の一部を改正する条例

石川県建築基準条例（昭和四十九年石川県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十八号

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める
条例の一部を改正する条例

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「よる専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「よる中等学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第四条第一号を次のように改める。

- 一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第二号中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び石川県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十九号

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び石川県証紙条例の一部を改正する条例

（石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第一条 石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「おいて手数料」の下に「その他歳入（以下この項において「手数料等」という。）」を加え、「当該手数料」を「当該手数料等」に改める。

（石川県証紙条例の一部改正）

第二条 石川県証紙条例（昭和二十九年石川県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる歳入にあつては、証紙による収入の方法によらないことができる。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により、同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する手数料その他歳入

二 石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第

三十二号) 第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により徴収する手数料その他歳入

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「六百四十円」を「八百四十円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十一号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。別表八の項を次のように改める。

<p>八 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号。以下この項において「法」という。)に関する事務</p>	<p>法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査</p>	<p>自動車保管場所証明申請手数料</p>	<p>イ 法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付 二千三百円 ロ 法第四条第一項ただし書に規定する保管場所の確保を証する書面に相当する通知 二千二百円</p>	<p>申請者が国又は地方公共団体である場合は、手数料を徴収しない。</p>
-------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十二号

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例

(石川県教職員定数条例の一部改正)

第一条 石川県教職員定数条例(昭和四十四年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千六百八十七人」を「二千六百八十四人」に改め、同条第二項第一号中「六千三百十三人」を「六千二百四十三人」に改め、同項第二号中「二百六十三人」を「二百六十四人」に改める。

(石川県職員定数条例の一部改正)

第二条 石川県職員定数条例(昭和二十四年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「二百五十五人」を「二百六十二人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十三号

石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例の一部を改正する条例

(石川県立白山青年の家使用料条例の一部改正)

第一条 石川県立白山青年の家使用料条例(昭和四十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用料の額 (一人当たり)
宿 泊 使 用 料	高 校 生 以 下	一泊につき 五三〇円
	一 般	一泊につき 一、二〇〇円
日 帰 り 使 用 料	高 校 生 以 下	一日につき 一〇〇円
	一 般	一日につき 三〇〇円
食 事 料		実費を考慮して知事が別に定める額
冷 暖 房 料		一泊につき 一〇〇円

(石川県立少年自然の家使用料条例の一部改正)

第二条 石川県立少年自然の家使用料条例 (昭和四十八年石川県条例第二十四号) の一部を次のように改正する。

別表食事料の項及び寝具料の項を次のように改める。

食 事 料	実費を考慮して知事が別に定める額	
寝 具 料	一人一回につき	三三〇円

別表スキー用具料の項中「二二〇円」を「三八〇円」に改め、同表小型カヌー料及びボート料の項中「二二〇円」を「二四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

能登復興応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十四号

能登復興応援基金条例の一部を改正する条例

能登復興応援基金条例 (令和六年石川県条例第四十三号) の一部を次のように改正する。

第一条中「寄附金」の下に「及び国から交付を受ける交付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

